

経 理
責任者



平成 3 0 年 度 政 務 活 動 費 支 出 伺

支 出 金 額	金486,000円		
費 目 No.	1	内 容	子どもについての津市民アンケート業務委託
支 出 先	株式会社オフィス・ビー		
支 出 日	平成 31 年 3 月 6 日		
備 考			
領 収 書 等 証 拠 書 類			
(領収書等別添)			

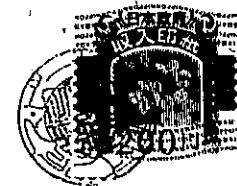
領 収 書
 市民クラブ様

平成 31 年 3 月 6 日

株式会社オフィス・ビー
 代表取締役 後藤 宏行
 〒514-0007 三重県津市大谷町277
 M3ビル3F
 TEL 059 (225) 5225
 FAX 059 (225) 5225

税込合計金額 ¥486,000		
期間	内容	金額
平成30年12月～平成31年2月	子どもについての津市民アンケート業務委託 (調査及び報告書作成含)	450,000
	小 計	450,000
	消費税(8%)	36,000
	合 計	486,000

上記領収いたしました。



請求書

市民クラブ様

平成 31 年 3 月 5 日

株式会社オフィス・ビー
代表取締役 後藤 宏行
〒514-0007 三重県津市大谷町277

3ビル3F
TEL 059(225)6125
FAX 059(225)6225

税込合計金額 ¥486,000		
期間	内容	金額
平成30年12月～平成31年2月	子どもについての津市民アンケート業務委託 (調査及び報告書作成含)	450,000
	小 計	450,000
	消費税(8%)	36,000
	合 計	486,000

上記ご請求させていただきます。

子どもについての津市民アンケート業務委託契約書



- 1 委託業務の名称 子どもについての津市民アンケート業務委託
- 2 履行期限 契約日から平成31年2月28日
- 3 契約金額 金486,000円(内消費税及び地方消費税額36,000円)

市民クラブ(以下「甲」という。)と株式会社オフィス・ピー(以下「乙」という。)とは、上記業務の委託について次の各条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

- 第1条 甲は、子どもについての津市民アンケート業務委託事業(以下「委託事業」という。)の実施を上記の契約金額及び履行期限をもって乙に委託するものとする。
- 2 乙は、委託業務に実施に当たっては、仕様書等に基づき、これを誠実に実施しなければならない。
- 3 第1項の仕様書等に明示されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。
- 4 本契約にいう成果品等には、すべて所有権及び著作権等が甲に帰属する旨の表示をするものとする。
- 5 調査報告書をもって成果品とする。

(秘密の保持)

- 第2条 乙は、当契約により知り得た甲の業務上の秘密を他人に漏らし又は他の目的に利用してはならない。
- 2 本条の規定は、本契約終了(解除)後も適用する。

(調査等)

- 第3条 甲は、必要があると認めるときは、委託事業について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。

(業務内容の変更)

- 第4条 甲は、必要がある場合は委託業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、又は履行期限を変更することができるものとする。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(履行期限の延長)

- 第5条 乙は、乙の責に帰することができない理由により第1条第1項に定めた履行期限までに委託業務を完了できないと認めるときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができるものとする。その延長日数は甲乙協議して定めるものとする。

(検査及び引き渡し)

- 第6条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく成果品を甲に提出するものとし、甲に検査を申し出るものとする。
- 2 甲は、前項に規定する申し出を受理したときは、速やかに当該業務に基づき発生した全ての成果品(以下「成果品」という。)の検査を行うものとする。
前項の規定に基づく検査の結果、成果品について修正を要する場合は、乙は速やかに所要の修正を行い、再度甲の検査を受けるものとする。乙は、この再検査を理由に履行期限の延長、契約金額の増額等を甲に求めることはできない。
- 4 甲は、第2項の規定に基づく検査又は前項の規定に基づく再検査によって当該業務の完了及び成果品を確認したときは、乙に通知するものとし、乙は遅滞なく成果品を甲に引き渡すものとする。
- 5 前項の規定に基づく成果品の引き渡し完了をもって、成果品の所有権は、乙から甲に移転するものとする。

- 6 本条に規定する検査及び再検査に要する時間は、すべて履行期限に含むものとする。
- 7 本条に規定する検査及び再検査に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(履行遅滞の違約金等)

第 7 条 乙の責に帰する事由により、委託業務を履行期限内に完了できない場合は遅延日数に応じ未履行部分相当額に支払遅延防止法に基づき定められた政府契約の支払遅延利息の率と同率を乗じた額を違約金として支払うものとする。

(契約の解除)

第 8 条 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合甲又は乙は、違約金として解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を相手方に支払うものとする。

- (1) 本契約の基づく債務を履行せず、相手方の催促にもかかわらず、なお、履行しないとき。
- (2) 不正の行為をなして相手方の履行を妨げたとき

(損害の賠償)

第 9 条 前条の場合において、甲に損害が生じたときは、甲は乙に対して契約保証金又は前条の違約金を超える部分については、その賠償を求めることができる。

- 2 この契約の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は乙の責任において処理（金銭的賠償を含む。）するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する場合はこの限りでない。
- 3 甲の責に帰すべき事由により本契約に関し乙又は第三者に損害を与えたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。
- 4 天災その他不可抗力によって生じた損害については、甲乙協議のうえ決めるものとする。

(代金の支払)

第 10 条 乙は、第6条に規定する検査に合格し甲から通知を受けたときは、適法な請求書により代金の支払いを請求することができる。

- 2 甲は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に乙に対して代金を支払わなければならない。
- 3 甲の責に帰する理由により、前項の支払期限までに代金を支払わないときは、甲は、支払期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、当該支払金額に支払遅延防止法に基づき定められた政府契約の支払遅延利息の率を乗じた額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(契約外事項)

第 11 条 この契約に定めのない事項は、日本国法令の定めによるものとする。

(紛争または疑義等の解決)

第 12 条 この契約に関し紛争または疑義が生じた場合は、甲、乙信義誠実の原則に従い協議の上、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第 13 条 この契約に関する訴訟については、津地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成30年12月15日

甲 三重県津市西丸之内23-1

市民クラブ

倉田寛次



乙 三重県津市大谷町277

株式会社オフィス・ビー

代表取締役 後藤 宏行



(別記)

個人情報の保護に関する事項

1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

(ア) 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(イ) 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

7 個人情報の廃棄又は消去

乙は、この契約による事務を処理するために乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、甲が指定する期間終了後速やかに、かつ、確実に廃棄又は消去しなければならない。

8 従事者への周知

乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 保護措置の報告

甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務の執行に当たり個人情報の保護のために講じた措置に関し報告を求め、又は指示することができる。

10 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

11 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。



子どもについての津市民アンケート報告書

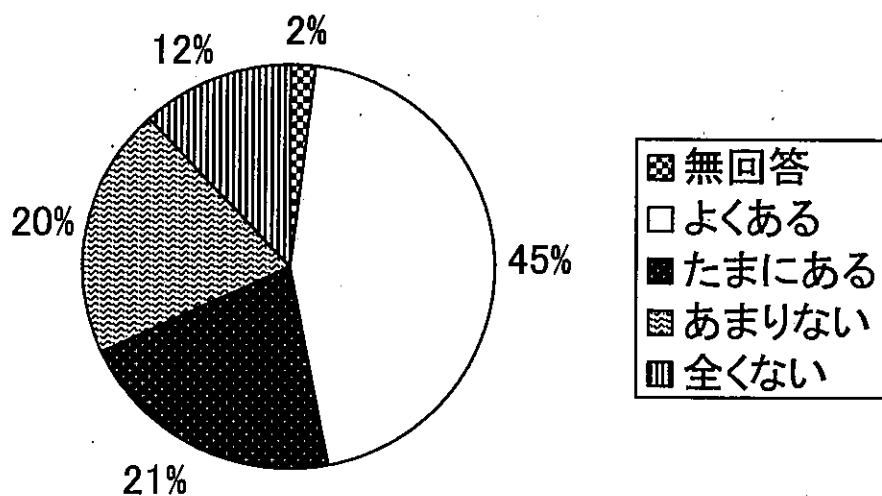
2019/02/18

株式会社オフィス・ビー

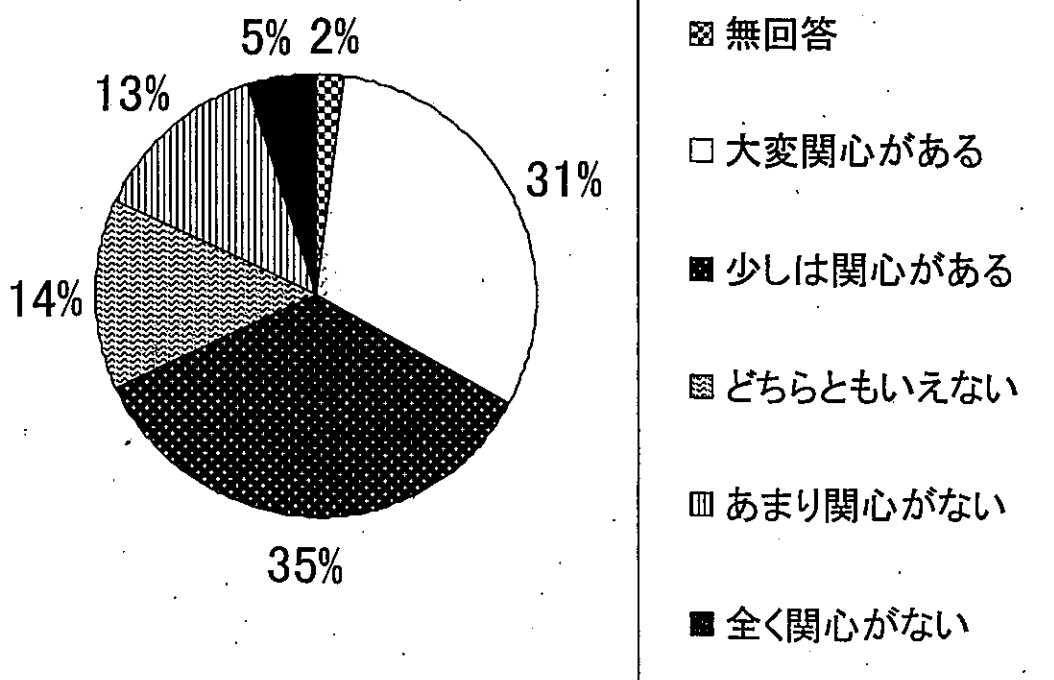
問
のは
電車
泣い
電車
親が
混雑
使用
電車
場所
子ど
積極
上記
わか
無回
問

I 津市の子どもの育成について

問 1 あなたは、普段子どもと接する機会がありますか。(○は1つだけ)



問 2 あなたは、子どもを取り巻く環境に関心がありますか。(○は1つだけ)



問 3 子どもや子育て家庭に対するあなたの考え方や行動で、下記の事項のうちあてはまるものはどれですか。(〇はいくつでも)

電車内や飲食店などで子どもが騒いだり、泣いたりするのは迷惑だ

電車内や飲食店などで子どもが騒いだら、親が静かにさせるべきだ

混雑した車内などではベビーカーの使用は控えるべきだ

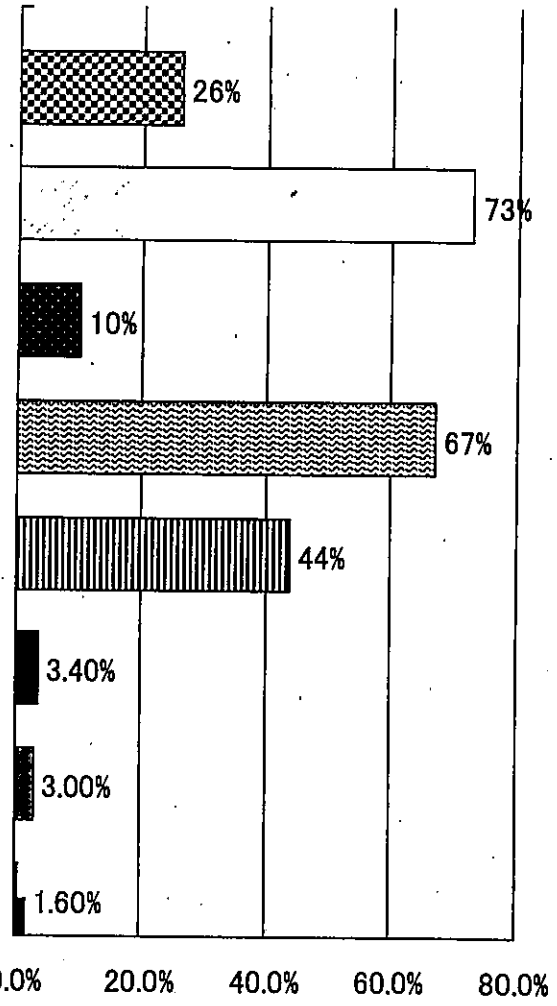
電車内でベビーカーを見かけたら、場所を譲ったり、乗降を手伝う

子どもや、子どもを連れた親が困っていたら積極的に声をかける

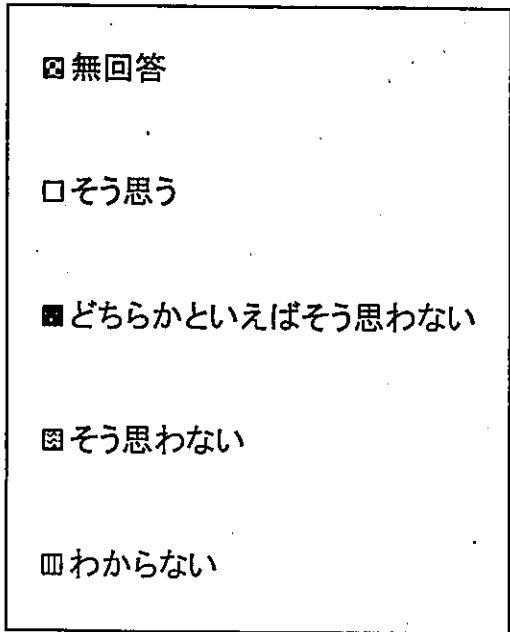
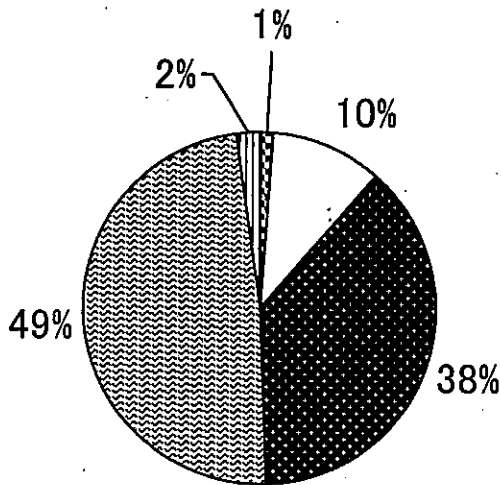
上記に当てはまるものはない

わからない

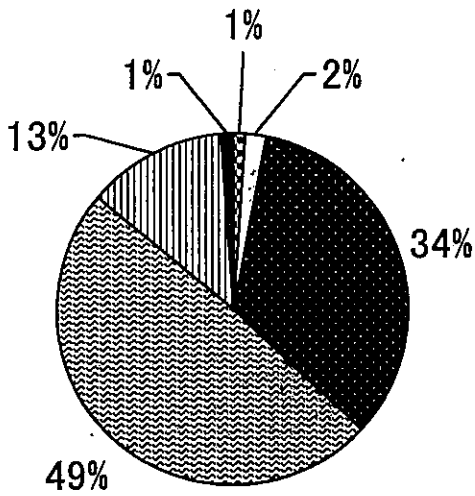
無回答



問 4 「子どもの声は騒音である」という意見がありますが、あなたは、この意見に対してどのように思いますか。(〇は1つだけ)



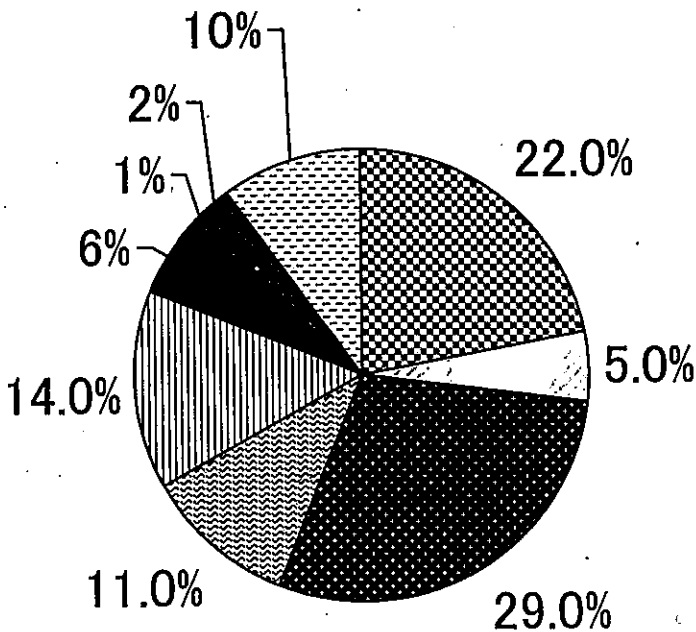
問 5 近年、少子化が進んでいますが、あなたは、子どもの数が減っていることについてどのように思いますか。(〇は1つだけ)



- 望ましい
- どちらかという望ましい
- どちらかという望ましくない
- 望ましくない
- わからない
- 無回答

《問5で3または4（「どちらかという望ましくない」「望ましくない」）と答えた方）におたずねします。》

問 6 あなたが望ましくないと思う理由は何ですか。(〇は1つだけ)



- 年金や医療費等の仕組みが崩れ若い人の負担が増加するから
- 子ども同士のふれあいが減少し、子どもの社会性の発達が阻害されるから
- 社会全般の活力が低下するから
- 若い労働者が少なくなるから
- 日本人の人口が減って国の経済力が衰えるから
- 高齢者の介護などの問題で家族同士で支え合うことが難しくなるから
- わからない
- その他
- 無回答

問 7

《問 7 について

問 8

イベント

自治体公

母子手帳

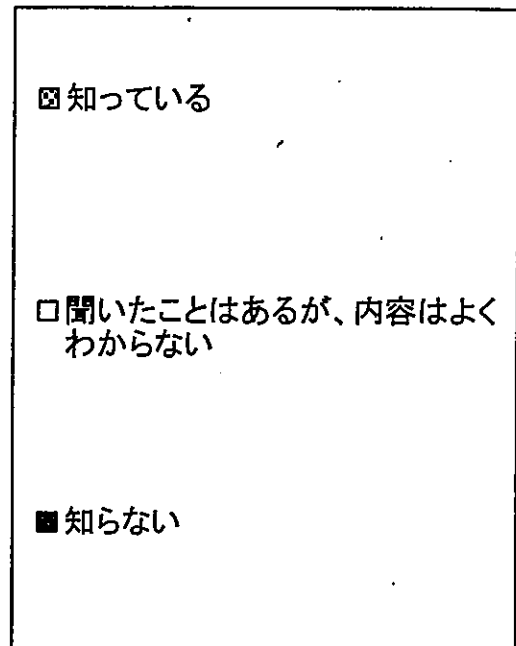
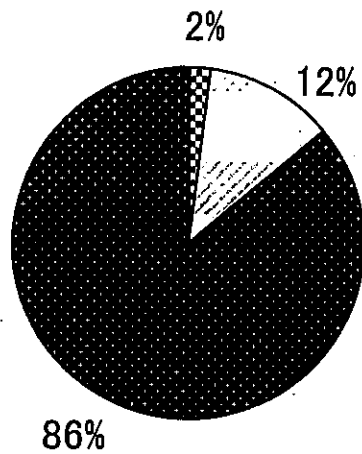
知人や友

達してい

その他

無回答

問 7 あなたは、「三重県子ども条例」を知っていますか。(〇は1つだけ)



《問 7で1または2（「知っている」「聞いたことはあるが、内容はよく分からない」と答えた方）におたずねします。》

問 8 あなたは、「三重県子ども条例」をどこで知りましたか。(〇はいくつでも)

イベント会場や店舗で配布された啓発グッズ

自治体公式ウェブサイト

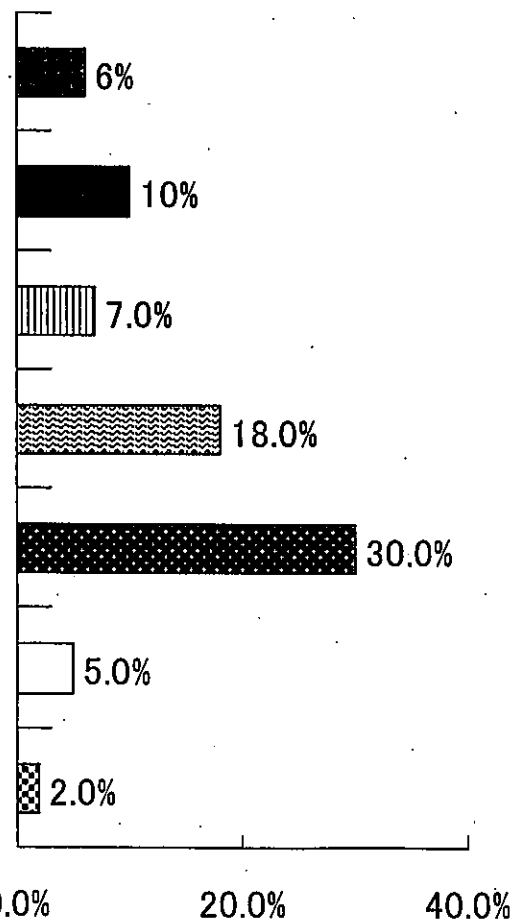
母子手帳などの冊子

知人や友人から聞いた

覚えていない

その他

無回答



《すべての方におたずねします。》

問 9 子育てしやすい社会を実現するために、津市はどのようなことに取り組む必要があると思いますか。(〇はいくつでも)

家庭生活と両立する職場環境の整備

多様な保育サービスの充実や、放課後児童に対する施策の充実

安心して出産や子育てができる医療サービスの充実

子育てについて相談できる機関やサービスの充実

住宅や遊び場・公園の整備など子育てしやすいまちづくり

ゆとりのある教育の実現遊び・スポーツ・文化活動など学校外活動の充実

子育てにかかる費用の軽減など経済的な支援の充実

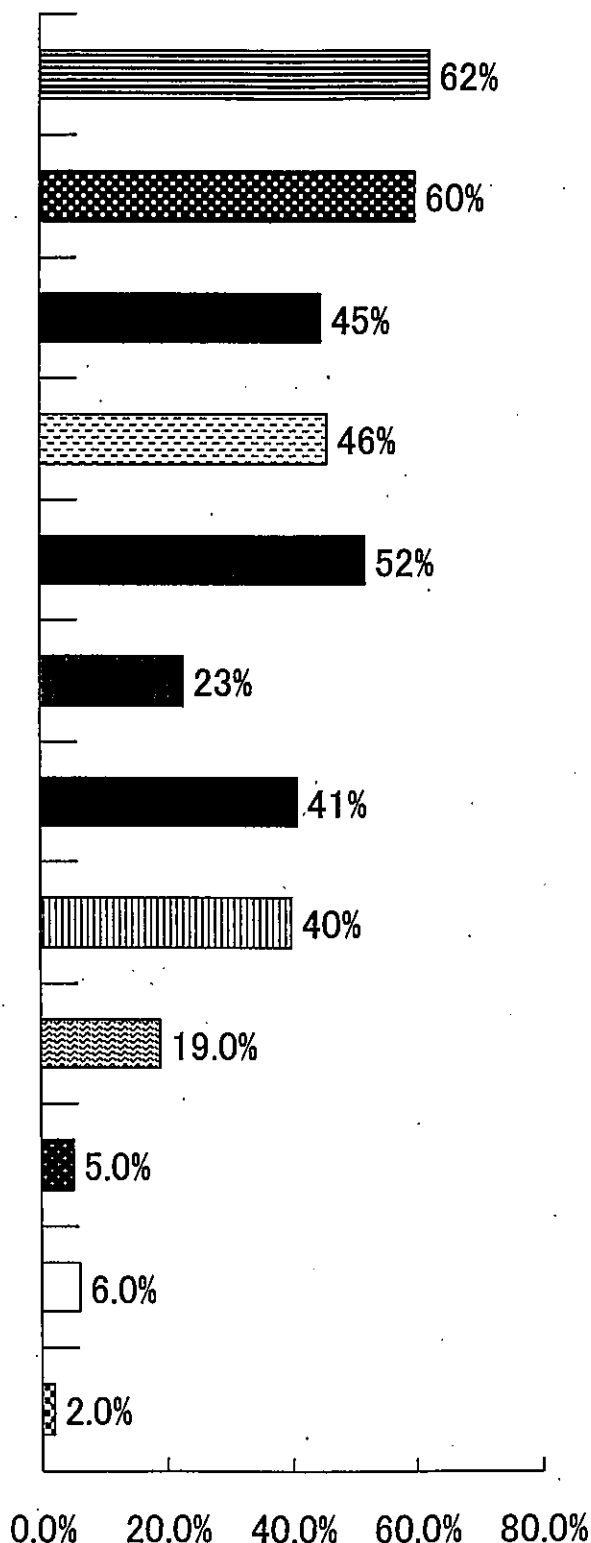
男女でともに子育てに参加することについての意識啓発

わからない

どれも必要でない

その他

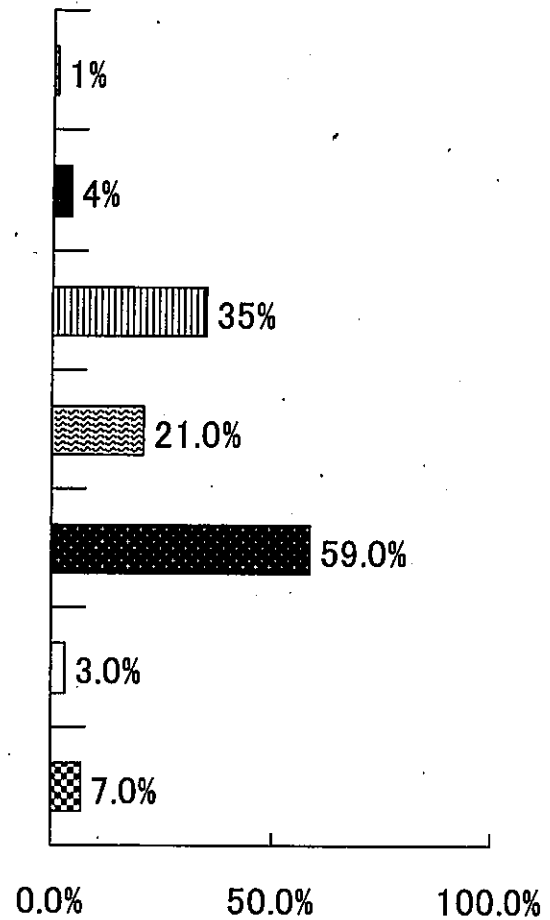
無回答



保
か
子
N
子
の
地
地
は
そ
無

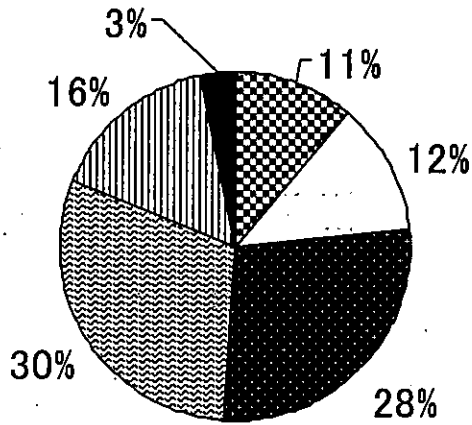
問 10 地域住民が行う子育てに関わる活動のうち、あなたがこれまで参加したことがあるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

- 保護者が保育できないときに子どもを預かる活動
- 子育ての手助けを目的としたサークルやNPOなどの活動
- 子ども会活動や町内会の子ども向け活動の世話役
- 地域の子どもの安全を守る活動
- の子どもに関わる活動参加したことはない
- その他
- 無回答



Ⅱ 家庭教育について

問11あなたは、社会全体では家庭教育力が低下していると思いますか。(〇は1つだけ)



- 低下しているとは思わない
- どちらかといえば低下しているとは思わない
- どちらかといえば低下していると思う
- 低下していると思う
- わからない
- 無回答

11
問
で

し
親

し

過

し
親

し
相

近

父

親
機

子
機

そ

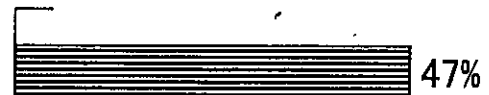
わ

無

— 11で1～2と答えた方（家庭の教育力が低下していると思う方）におたずねします≫

問12 あなたは、家庭の教育力の低下はどのようなことが原因だと思いますか。（〇は3つまで）

しつけや教育の仕方がわからない
親が増えたこと



しつけや教育に無関心な親が増えたこと



過保護、過干渉な親が増えたこと



しつけや教育を学校に任せきりにする
親が増えたこと



しつけや教育に悩む親のための
相談機関が少ないこと



近所やまわりに相談できる人が少ないこと



父親の存在感が低下したこと



親子のふれあいや、一緒に行動する
機会が少ないこと



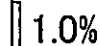
子どものいろいろな体験をさせる
機会が少ないこと



その他



わからない



無回答



0.0% 20.0% 40.0% 60.0%

《すべての方におたずねします。》

問13 あなたは、家庭の教育力を向上させるためには、どのようなことが必要だと思いますか。
(〇は3つまで)

親を対象にしつけや子育てに関する
啓発資料を配布したり、講座を充実させたりする

インターネットでもしつけや子育てに関する
講座を受講できるようにする

しつけや子育てに関する講座や講演会の
情報を探しやすくする

しつけや教育に悩む親のための相談機関の
情報を広く知らせる

相談相手がない親への仲間づくりを促進
する

父親の家庭教育への参加を促進する

地域で子供を育てる意識を高める

その他

特にない

わからない

無回答

